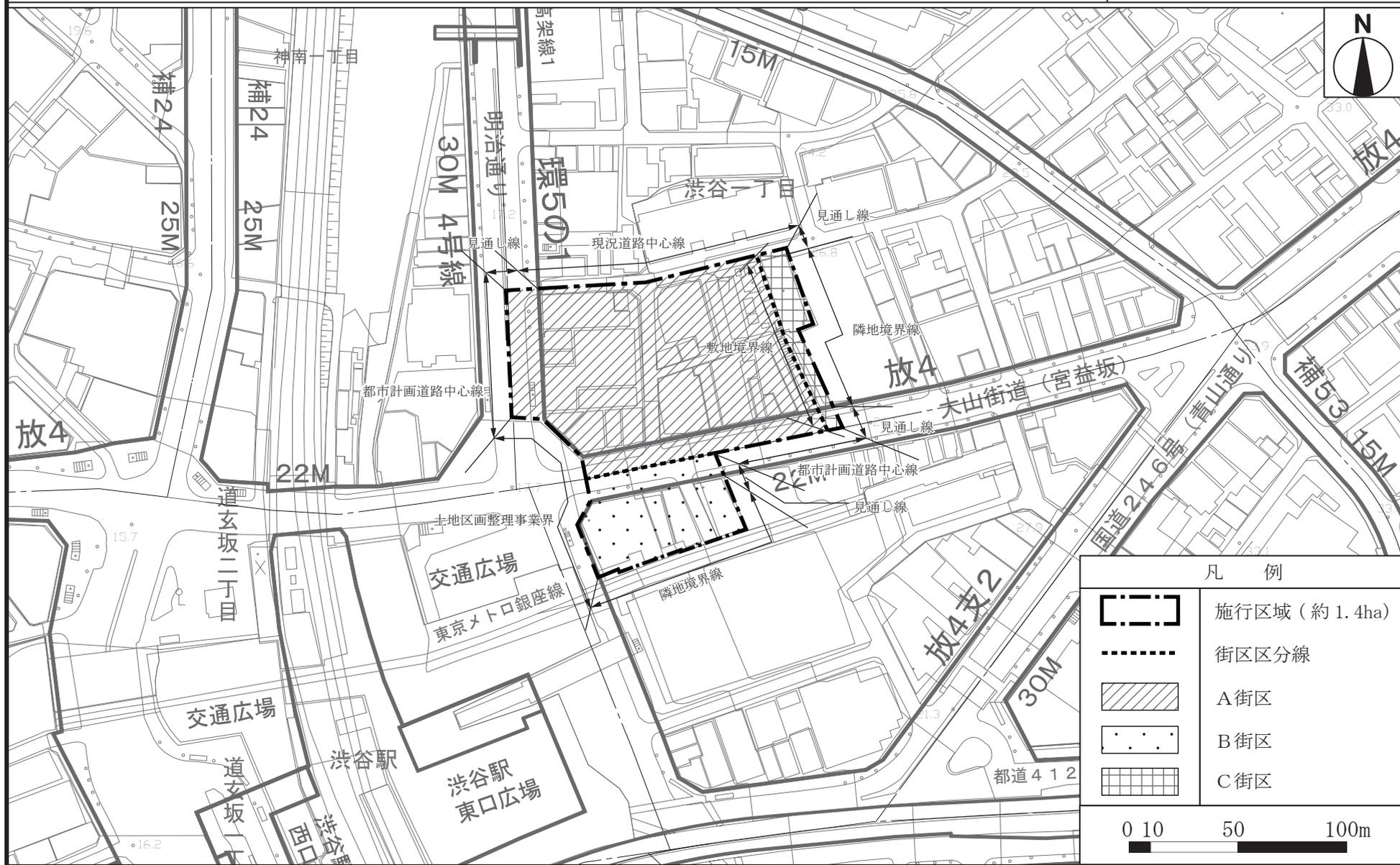


東京都市計画第一種市街地再開発事業 宮益坂地区第一種市街地再開発事業 計画図 1

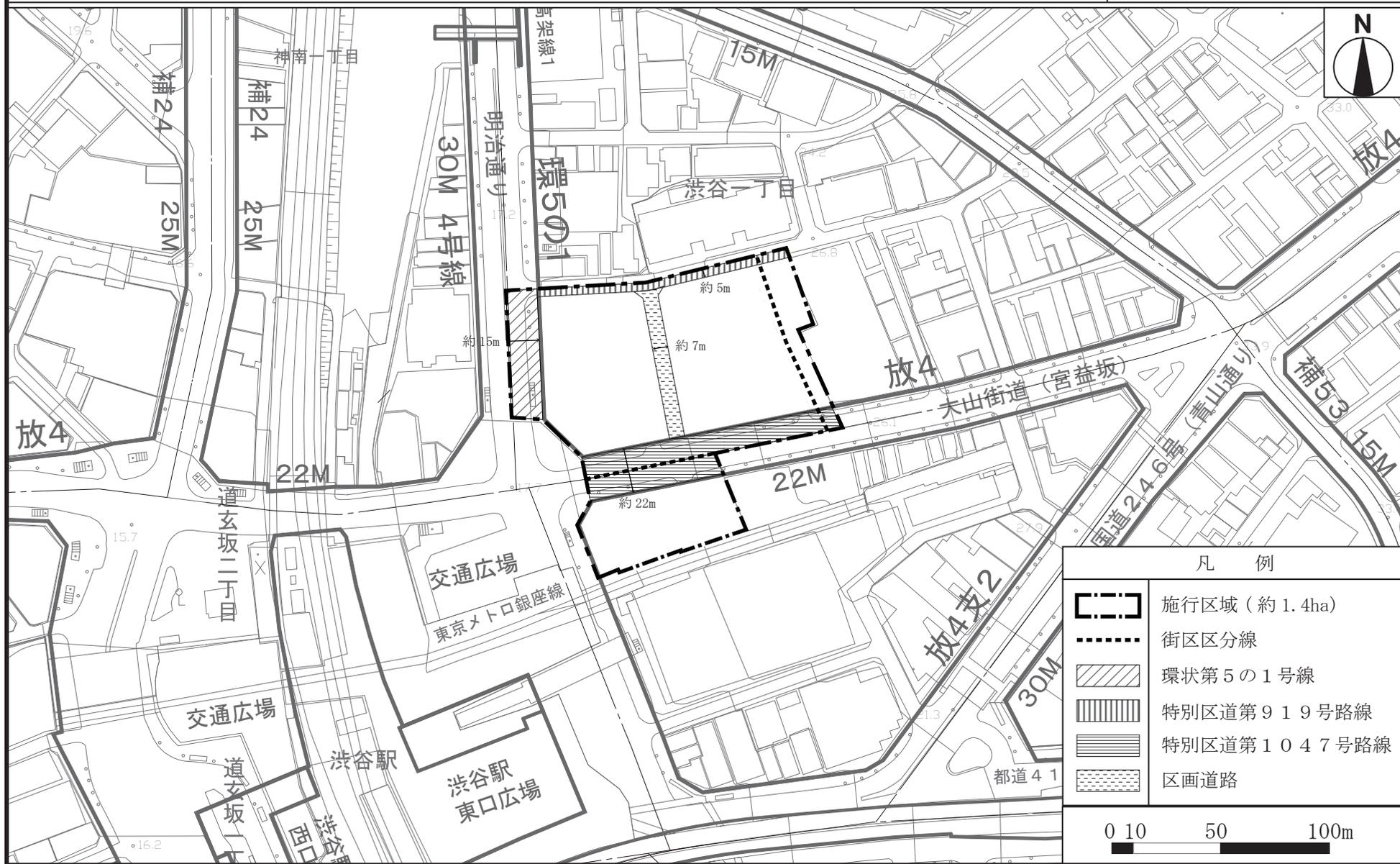
(施行区域図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。「(承認番号) (MMT 利許第 0 4-K1 1 3-2 号)」
「(承認番号) 4 都市基交測第 9 号」「(承認番号) 4 都市基街都第 2 7 号、令和 4 年 4 月 2 5 日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業 宮益坂地区第一種市街地再開発事業 計画図 2

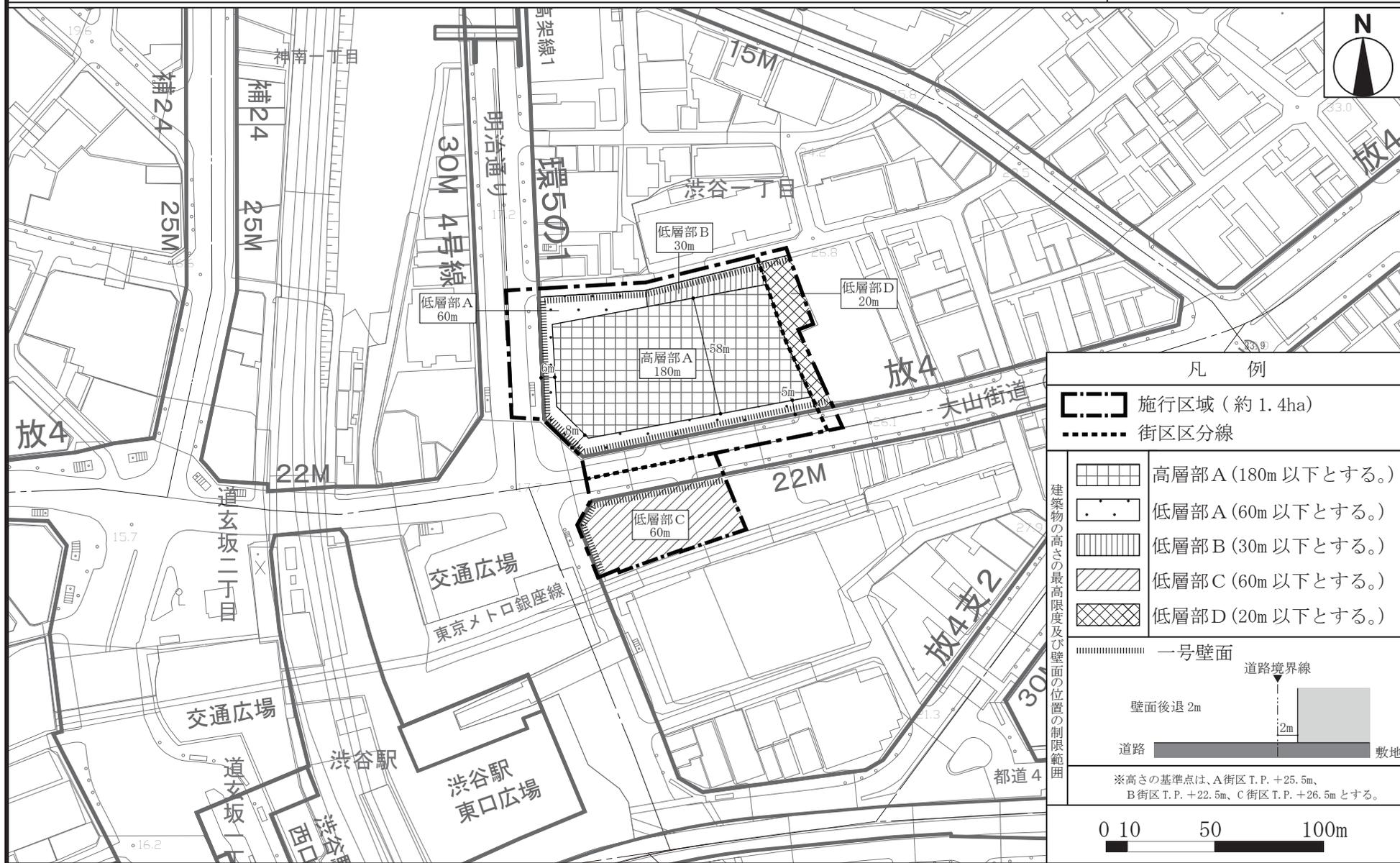
(公共施設の配置)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。「(承認番号) (MMT 利許第 0 4-K113-2 号)」
「(承認番号) 4 都市基交測第 9 号」「(承認番号) 4 都市基街都第 2 7 号、令和 4 年 4 月 2 5 日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業 宮益坂地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

(建築物の高さの限度・
壁面の位置の制限)



凡 例

- 施行区域 (約 1.4ha)
- 街区分界線

	高層部A (180m以下とする。)
	低層部A (60m以下とする。)
	低層部B (30m以下とする。)
	低層部C (60m以下とする。)
	低層部D (20m以下とする。)

建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限範囲

一号壁面
道路境界線
壁面後退 2m
敷地
道路

※高さの基準点は、A街区 T.P. +25.5m、
B街区 T.P. +22.5m、C街区 T.P. +26.5mとする。

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。「(承認番号) (MMT 利許第 0 4-K113-2号)」
「(承認番号) 4 都市基交測第 9 号」「(承認番号) 4 都市基街都第 2 7 号、令和 4 年 4 月 2 5 日」